

第103号議案

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「6月及び12月に支給する場合には100分の155」を「6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の139」に改める。

第2条 足立区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の139」を「6月及び12月に支給する場合には100分の147」に改める。

別表区長の項給料月額欄中「111万9,000円」を「110万5,000円」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年1月1日から施行する。

（提案理由）

区長等の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出いたします。